

「2015年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴（要約）

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 給田英哉）による『2015年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』（本年7月公表）の特徴及び主要国のポイントは以下の通り。

1. 2015年版調査の概要と特徴

世界83カ国と4つの地域統合（EU、ASEAN、GCC、MERCOSUR）について、総数1,518件（対前年比+4件）の問題指摘があった。新興国・途上国に関する指摘が8割弱を占める。

国別において、指摘の多い上位5カ国は、例年上位に入る中国、ブラジル、インド、インドネシア、ベトナムであるが、中国については、昨年度の約1割減（23件）に引き続き、5件と2年連続の減少となった。その他、対前年では、ミャンマー（+23件）、ペルー（+19件）、南アフリカ（+14件）、インドネシア（+12件）、ロシア（+11件）が増加し、メキシコ（31件）、ブラジル（29件）、マレーシア（16件）が減少した。先進国では、EU、オーストラリア、米国がトップ10に入っている。

分野別においては、例年上位に入る輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用に関する指摘が多いが、今年度は対前年で為替管理が大幅に増加（+46件）する一方、輸出入規制・関税・通関規制が大幅に減少（77件）した。

先進国と新興国・途上国の比較では、先進国では、雇用、知的財産制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、政府調達分野での割合が新興国・途上国に比べ高いが、新興国・途上国では外資参入規制、国産化要請・現地調達率と恩典、法制度の未整備・突然の変更、諸制度・慣行・非効率な行政手続、金融、利益回収分野での割合が高い。

地域別では、対前年比、アジア、中東アフリカ、欧州、旧ソ連諸国では問題数が増加する一方、北米、中南米、大洋州は減る傾向にあり、地域差がはっきりと出た。

2. 主要国のポイント

中国：引き続き問題数は最多を記録するも、投資活動の鈍化等により、2年連続の対前年マイナスを記録した。問題分野は引き続き広範に渡っているが、輸出入規制・関税・通関規制、法制度の未整備・突然の変更、土地所有制限、技術移転要求等の分野で指摘数が減る一方、為替管理、自由貿易地域・経済特区での活動規制、独占の分野が増加した。

ミャンマー：経済制裁解除後、急速に投資環境整備が進むも、件数の増加（+23件）は今年度調査で最大である。外資参入規制が残っていることやインフラ面に大きな課題がある。

インドネシア：保護主義的措置が導入され、輸出入規制・関税・通関規制が突出して多いことが特徴であり、その他ディストリビュータ事業の外資出資比率規制や交通・港湾等インフラ未整備の問題指摘が多い。

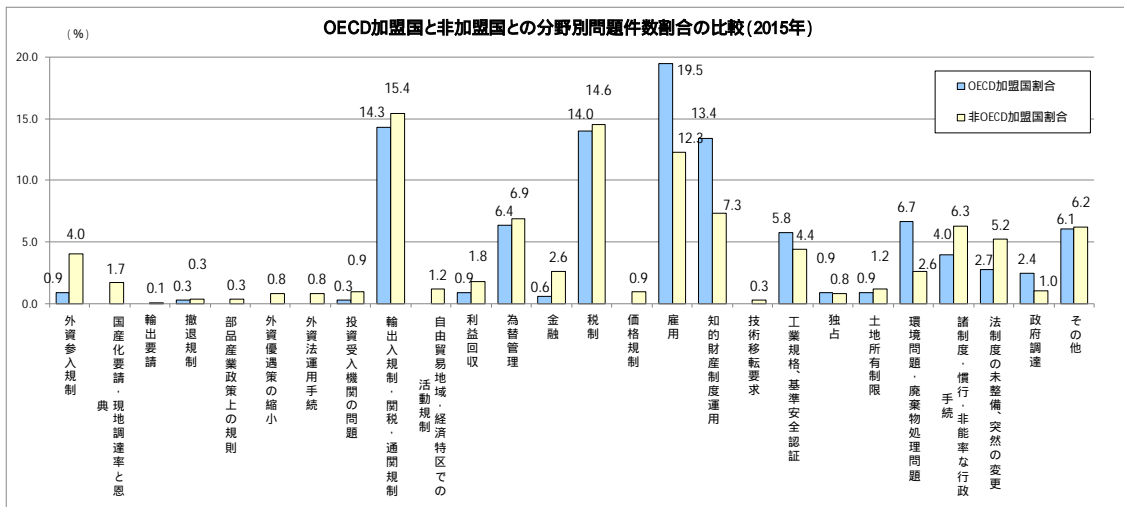
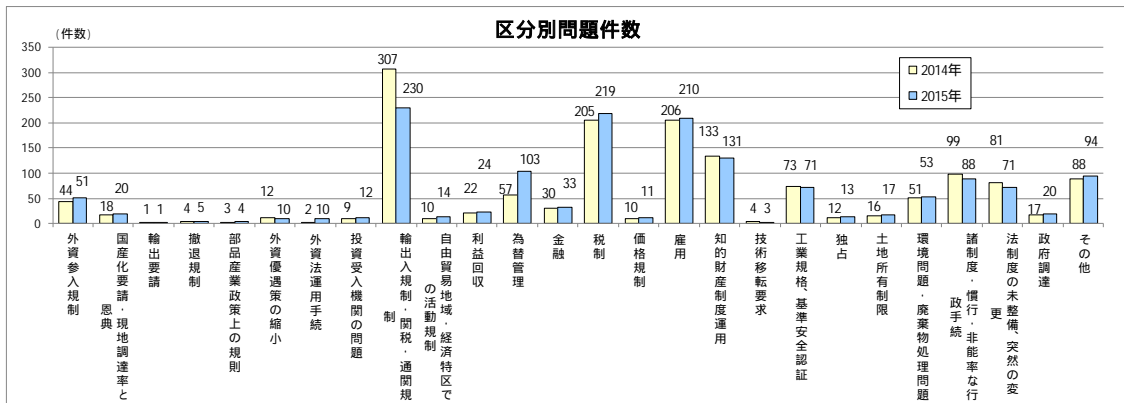
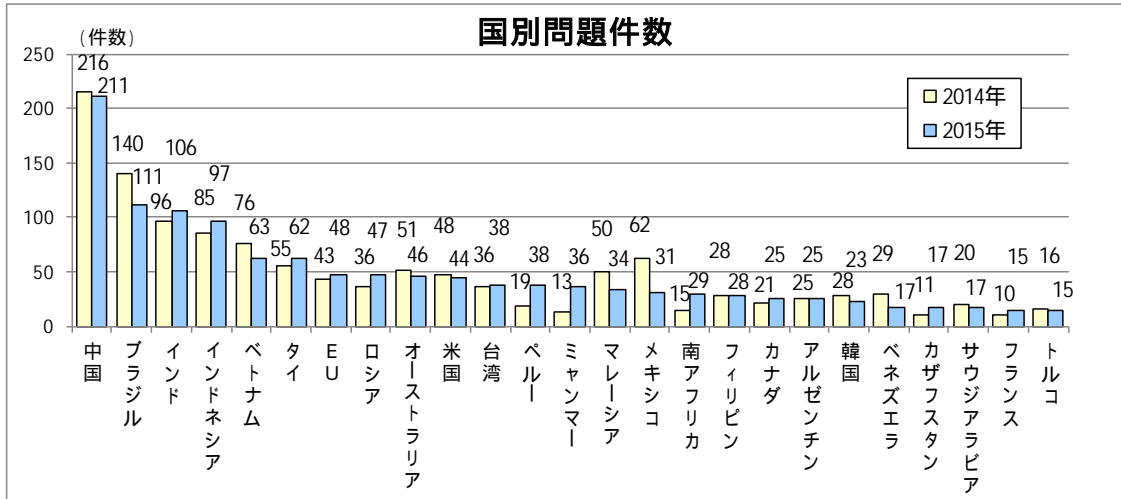
ブラジル：中国に次ぎ、二番目の指摘件数を持つブラジルは、対前年で2割の減少となった。複層化した税制、輸入手続の煩雑さ、ビザの発給・切替等に課題を持つものの、日本企業の進出意欲は高い。

南アフリカ：問題件数が増加（+14件）した南アフリカは、ビザの手続遅延、安全規格認証・輸入品安全基準検査での遅延、治安についての課題がある。

米国：TPP交渉において主要な役割を果たす米国は、交渉での知的財産権に関する主張への懸念、通関上のセキュリティ対策、ビザ・入国手続の煩雑さについて問題指摘がある。

EU：日本とのEPA交渉が昨年から始まったEUは、輸出入規制・関税・通関規制、環境問題・廃棄物処理問題、知的財産制度運用の分野を中心に、加盟国間の解釈・運用の不統一に関する指摘が多い。

2015年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計



以上

「2015年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、2015年1月に会員約130団体に
対して日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障
壁に関するアンケート調査を実施し、その結果：『2015年速報版 各国・地域の貿易・投資上
の問題点と要望』を取り纏めた。(2015年版速報版の全文は、協議会HP：
<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> をご参照。)

調査結果の概要は、以下の通り。

<2015年版調査結果の要点>

問題項目の総数(1,518)、新興国の占める割合(8割弱)、トップ5の中国、ブラジル、
インド、インドネシア、ベトナムはいずれも前年同様であった。ミャンマー(外資進出に
外資規制緩和が追い付かない)、ペルー、南アフリカ、インドネシア(保護貿易主義的措置
の導入)の件数の増加が著しい一方で、メキシコ、ブラジル、マレーシアが大きく減少し
た。

景気減速傾向にあり我が国の貿易投資活動が減少している中国は、昨年に続き2年連続の減
少となった。先進国は減少傾向にあるが、EU、オーストラリア、米国がトップ10に入っ
ている。

分野別では、輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用の問題が従前
同様四大分野として多く指摘されているが、輸出入規制・関税・通関規則は全世界レベル
で進行するEPA/FTA交渉の影響もあって、70件以上の大幅減となったこと。

地域別では、対前年で、アジア、中東アフリカが大幅に増加、欧州、旧ソ連諸国が増加し
た半面、北米、中南米が大幅減少、大洋州が減少し、増加する地域と減少する地域がはっ
きりと分かれたこと。

先進国および新興国・途上国の相異が鮮明に表れた。先進国では雇用、知的財産制度運用、
環境問題・廃棄物処理問題、政府調達との比重が新興国・途上国を大きく上回り、外資規制
関連の問題指摘がほとんど無い。これに対して、新興国・途上国では外資参入規制、国有
化要請・現地調達率と恩典、外資法運用手続など外資規制が残存し、諸制度・慣行・非能
率な行政手続、法制度の未整備・突然の変更、金融、利益回収の問題の比重が先進国を大
きく上回っている。

2015年版で指摘された問題点を地域別、項目別に見ると、主要なポイントは、以下の通り。

1. 地域別・項目別特徴：新興国・途上国が問題指摘項目数合計の8割弱、有力新興国がラン クの上位を占める、項目別では・・・

2015年調査は、世界83の国と4つの地域統合(EU、ASEAN、GCC、メルコスール)につ
いて問題指摘がなされている。

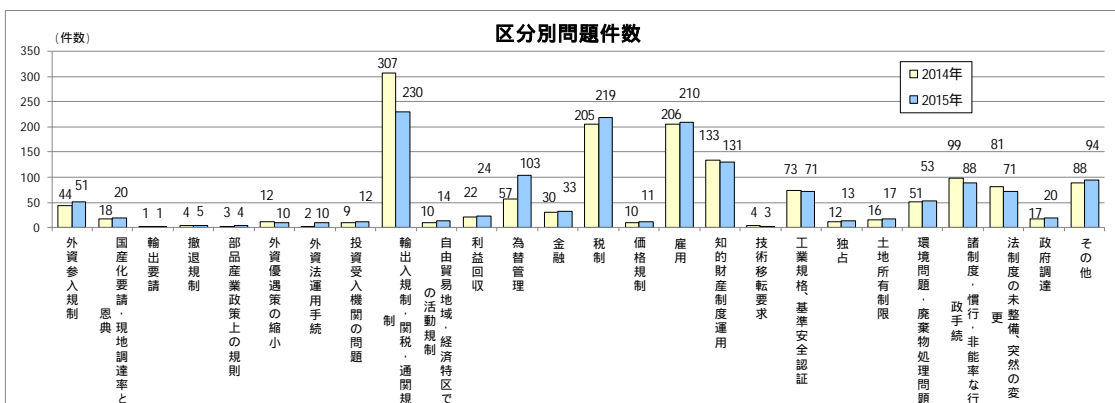
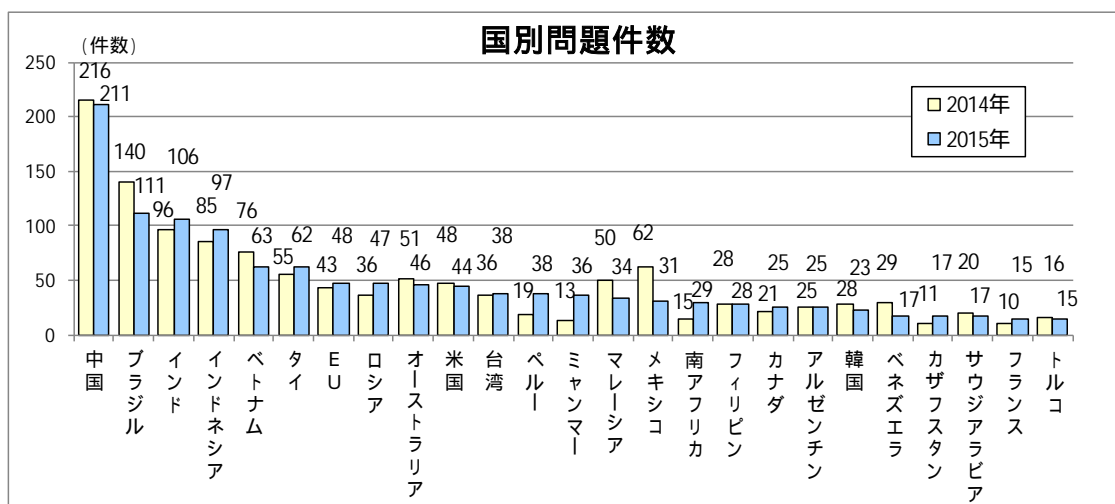
問題項目の総数は1,518と前年並みで、うち新興国の占める割合も前年同様8割弱を占める。国別では、中国211件、ブラジル111件、インド106件、インドネシア97件、ベトナム63件、タイ62件、EU48件、ロシア47件、オーストラリア46件、米国44件、台湾38件、ペルー38件、ミャンマー36件、マレーシア34件、メキシコ31件、南アフリカ29件、フィリピン28件、カナダ25件、アルゼンチン25件、韓国23件の順となっている。

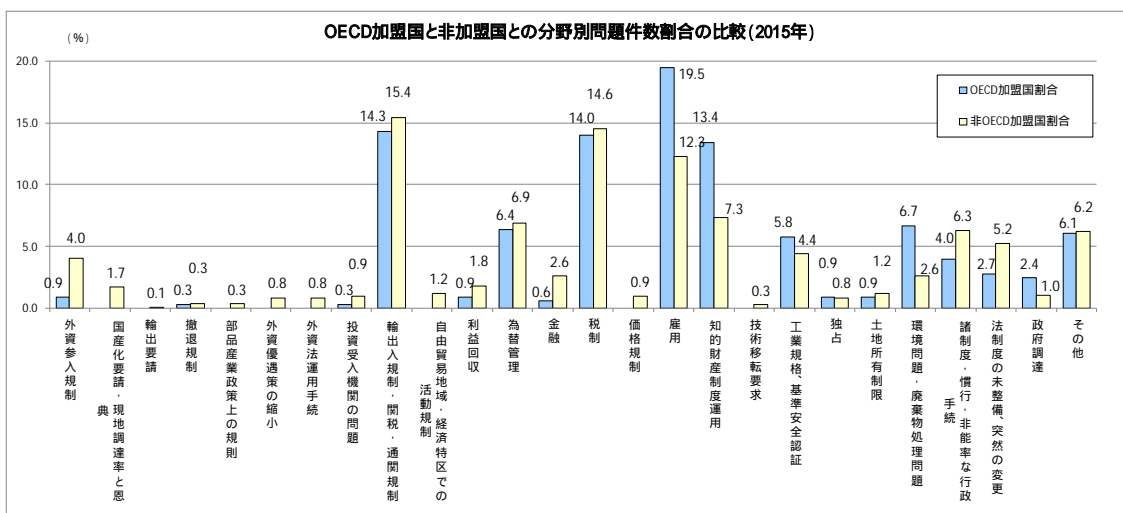
前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、ミャンマー+23件、ペルー+19件、南アフリカ+14件、インドネシア+12件、ロシア+11件である。一方、減少が大きい国は、メキシコ-31件、ブラジル-29件、マレーシア-16件となっている。

問題項目の区分別総数では、輸出入規制・関税・通関規制15%、税制14%、雇用14%、知的財産制度運用9%、為替管理7%の順となっており、前年に比べて輸出入規制・関税・通関規制が大幅に減少し、為替管理が大幅に増加した。

新興国・途上国は先進国と比べて、国産化要請・現地調達率と恩典、外資参入規制、利益回収、法制度の未整備・突然の変更、諸制度・慣行・非効率な行政手続の問題項目の割合が大きい。一方、先進国は環境・廃棄物処理問題、知的財産制度運用、雇用、工業規格・基準安全認証が途上国との比較で割合が高い。

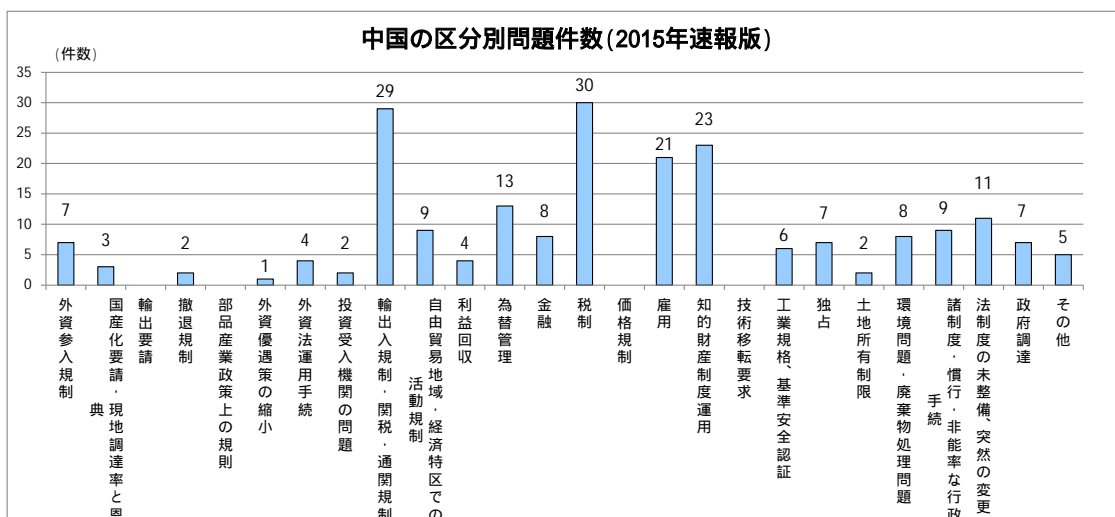
2015年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計





2. 中国は、引き続き問題が広範囲及び問題数が最多となるも、前年比微減し2年連続減少：税制と輸出入規制・関税・通関規制の問題数が拮抗し、知的財産権制度運用の割合が大きいのが特徴、それらと雇用、為替管理がトップ5、

中国の景気減速、チャイナ・プラスワンによる拠点シフト、我が国の対中投資額の減少や一部規制緩和が図られたこと等から、中国で指摘された問題の総数が全体で微減し、2014年度に続き減少基調にある。特に、輸出入規制・関税・通関規制、法制度の未整備・突然の変更、土地所有制限、技術移転要求、諸制度・慣行・非効率な行政手続の分野で問題数が減る一方、為替管理、自由貿易地域・経済特区での活動規制、独占分野では問題数が増えた。全世界平均と比較した場合、知的財産制度運用と法制度の未整備・突然の変更の割合が比較的高いことも特徴である。



税制については、外国法人への特別税制、欧米諸国と異なる繰延欠損金制度、外資に認められない連結納税制度といった中国独自の税制の問題があり、加えて増値税等の間接税が高率であること、とりわけ増値税については還付手続きの煩雑さ、遅延の指摘が多い。PE問題については、当局による拡大解釈が行われ役務提供・出向者へのPE課税も行われている

る。税法解釈、制度運用が地域、エリア、担当者により異なり、税務行政が不統一であること、移転価格税制に関するみなし利益率課税、恣意的執行、APA 制度の不活用への指摘もある。少数ではあるが、税務当局と税関当局の間で関税評価の見解が異なるとの指摘もある。

輸出入規制・関税・通関規制は、高率の関税、ITA 製品・サンプル品への関税賦課という関税問題、ソフトウェアや中古機械・設備等に関する厳格な輸入規制の存在および規制に対応するための煩雑な手続の問題、完成品に関するロイヤルティを輸入部品価格に加算したり、為替変動による価格変更を考慮しないといった関税評価問題、管轄税関・担当者により異なる関税分類の不統一・恣意性、その他日中関係悪化による通関業務の複雑化・遅延、地域・税関・季節・新製品・試作品等輸入目的により異なる通関手続の煩雑さ・不透明さ、税関における情報漏洩、輸出入検査の煩雑・遅延、税関通達の公布から実施までのリードタイム不足といった通関にまつわる問題指摘がある。

知的財産制度では、知的財産保護の執行・運用に関する問題が多く指摘されており、行政執行の弱さ・刑事告訴を行うための高い基準・軽い罰則により侵害行為が繰り返されるといった問題がある。特許権については、多国間に研究開発がまたがる中での第一国出願義務、ライセンス契約の複数行政部門への届出、海外から導入されるライセンスの品質保証責任、侵害訴訟の煩雑性といった問題がある。実用新案については、成立しやすく、無効化しがたい性質上の問題が、意匠・商標権については、模倣品の国内横行と海外輸出や形状模倣に対する法的不備の問題、著名商標等の無断使用・登記の問題が、差押については、担保金額の不透明さ、侵害貨物処理手続の不徹底、その他作業中の著作権改正草案について多数の懸念点が指摘されている。

雇用面では、経済成長と共に所得倍増計画が出た関係で、最低賃金上昇による人件費の高騰・平準化が発生し、離職率も高まり、人材の確保・定着が困難な状況がある。また派遣労働者使用規制強化・有期雇用契約の規制強化を含む労働者保護色の強い労働契約法の存在、頻発する労働争議、就労ビザ・短期出張者ビザ取得手続の煩雑・遅延、日中間社会保障協定未締結による保険料の二重払い、保険料の徴収実施・基準の不統一、関連実施細則の不明確といった指摘が出ている。

為替管理では、海外送金前の外貨管理局システム登録手続の煩雑、資本金の人民元転や立替払い費用の外貨送金手続きの煩雑、日本人出向者の日本払い給与の送金困難や輸出後 90 日以内の対価受領ルール等、送金および送金受領に関する煩雑さや制約が多い。また、為替予約実施における実需原則の制約、外貨借入の用途制限に係る手続の煩雑や債権・債務の相殺困難といった問題がある。

3. 東南アジア・南アジアでは、企業の関心が中国からシフトしつつも、障壁が根強く残る：ミャンマー、インドネシア、インド、タイが増加、TPP交渉中のマレーシア、ベトナムが減少

(1) ミャンマー：外資参入規制の問題が突出、インフラ未整備の問題も多く指摘

長く続いた経済制裁解除後、急速に外資規制が緩和され投資環境整備が進むミャンマーではあるが、外資参入規制については、外資参入禁止業種が存在や、外資 100%で販売会社を設立できない外資出資比率規制、また外国投資法に基づく申請手続や判断根拠が明確でな

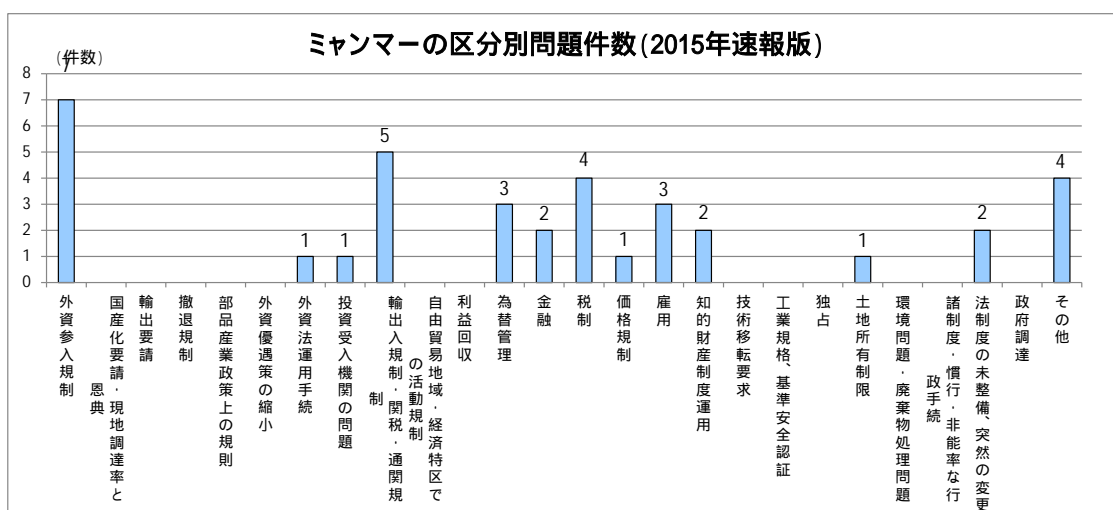
いこと、自動車・携帯電話・不動産の購入が外国人名義ではできないことといった基本的な部分での問題指摘が多い。

その他分野の問題はインフラ関係であり、電力・通信インフラの未整備、交通インフラの未整備、とりわけ工業団地周辺の電力・通信・道路・水等のインフラ整備指摘がある。また、駐在員向け住居の不足による大幅な価格上昇の問題がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、外資企業に輸入ライセンスが認められていないこと、またそのライセンス取得にあたっては完成品・原材料・部品のモデルごとの登録が必要といった煩雑さがあること、その他関税がインボイス価格ではなく課税標準価格をベースに賦課される等の問題がある。

税制については、日本との租税条約がないこと、税制そのものの煩雑さ・不透明さ、商業税（付加価値税に近似）についての受入・支出相殺不可や、ODA 無償プロジェクトでの免税取扱いの不透明さといった指摘がある。

雇用については、現地拠点を設置して現地人を雇用する以前の段階にあるため、指摘されている問題点はビザの手続きの煩雑、期間の不足、入出国手続きの煩雑など専らヒトの移動の問題が挙げられている。

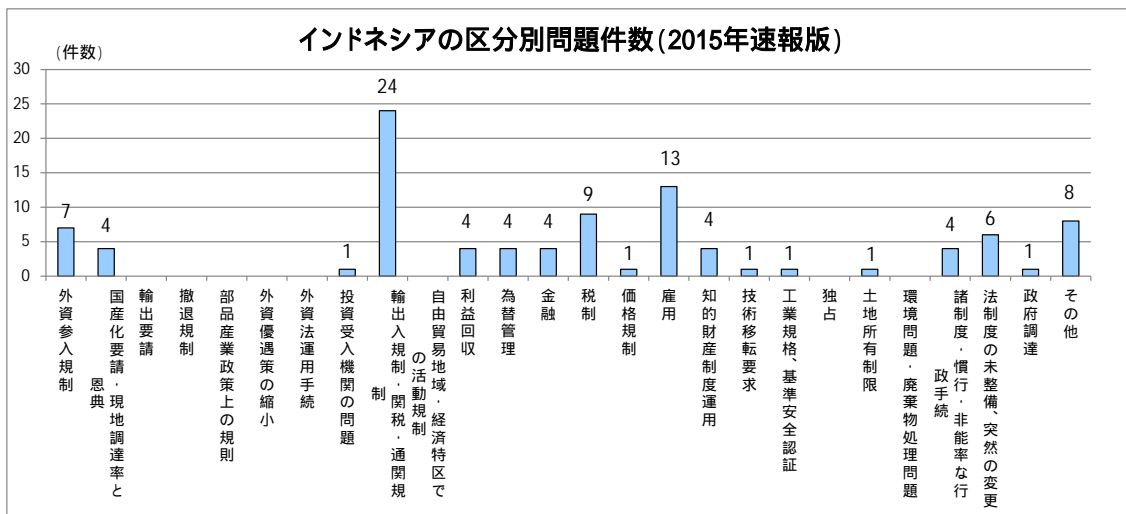


(2) インドネシア：輸出入規制・関税・通関規制の問題が増加、雇用、税制、外資参入規制、その他（インフラ未整備）がトップ5

輸出入規制・関税・通関規制の問題の割合が突出して多いことがインドネシアの特徴であるが、前年に比べて大幅に増加。完成品・部品・原材料輸入への高関税および輸出についての鉱物輸出規制や関税引き上げ問題がある。FTA 関係の指摘も多く、第三国インボイスの活用困難やインボイスへの価格記載、インドネシアへの日・ASEAN EPA 適用遅延、新旧 HS の相違や原産地証明書の遡及適用不可から生じる特惠税率不適用の問題がある。また、輸入通関手続が不透明、税関担当者により異なる通関手続・関税分類・関税評価の不統一、輸入ライセンス制度の変更による手続きの煩雑、輸入許可要件としての現地製造拠点設置要求、鉄鋼製品に対するアンチダンピング措置の濫用、強制的な輸入通関停止、輸入者に一切の説明なく開始されるセーフガード措置等がある。

雇用については、労働者に有利な労働法制の下で、消費者物価上昇率を上回り毎年大幅に

アップする最低賃金と、更なる賃金上昇を求めるストライキについての指摘が多い。申請するだけで行える労働組合のストライキは、工業団地全体が操業麻痺に陥るほど激化することもある。外国人就労ビザの取得については、発給手続が長く取得までの期間が予想できないこと、取得要件が学歴＋職歴年数になったため若手駐在員の派遣が行いにくくなったとの問題に加え、発給要件にインドネシア語の能力試験を加えることへの不安も大きい。また、外国人使用制限・現地人雇用義務、出張者の建設現場立ち入りへの就労ビザ取得要件が課せられている。国民健康保険制度導入による外国人・外資企業の二重負担の問題が生じている。



税制については、法人税の予納制度の中で実績確定後に還付請求をすると必ず税務調査が入り、基本的に還付を認めない傾向があることや、親会社が提供する経営指導や債務保証に対する対価を全て配当とみなすこと、ロイヤルティー・ブランドフィーを否認する等、税務調査の不透明・恣意性を指摘する声が多い。その他、駐在員個人所得税に関する不合理な計算、一部業種の外資系企業へのみなし利益を使用した高率の法人税徴収および移転価格税制の恣意的運用等の問題がある。

外資参入規制の問題も多く指摘されており、外資出資比率規制についての指摘が多い。ディストリビュータ事業の外資出資上限を33%に引き下げたことにより、自社の現地販売会社設立にあたっては単独設立ができなくなったことや、出資上限を67%まで認める建設事業においても外資新規参入が実質困難であること。その他、ダイベストメント義務の不透明や建設業駐在員事務所への規制強化や建設業でのジョイントベンチャー要求強化についての指摘がある。

その他の分野については、インフラ関係が大部分を占め、ジャカルタを中心とした慢性的な交通渋滞に代表される交通インフラ問題、港におけるコンテナ収容能力に関する港湾施設インフラ問題、停電が多い電力供給インフラ問題、大量の情報送信ができない通信インフラ問題、雨季に洪水がしばしば発生する生活インフラ問題がある。その他、公務員の汚職問題、商習慣やモラルの違い・力関係による不払い・支払い遅延問題がある。

(3) インド：税制の問題件数が最多で、輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、知的財産制度運用、雇用がトップ5

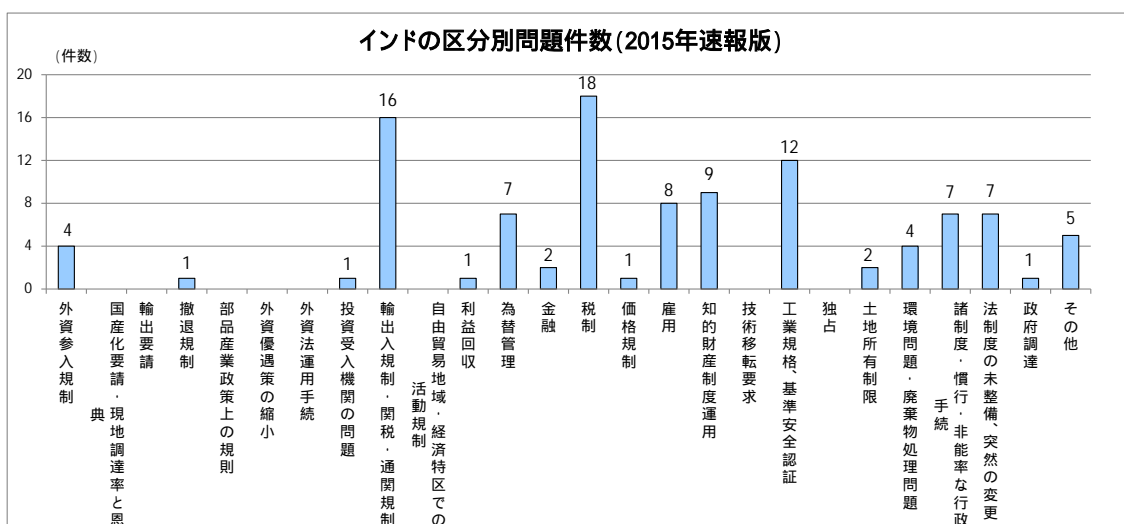
税制については、問題件数が最も多い分野となっており、中央税・州税ともに複雑で種類が多い上に、州により税制が異なる点、相殺・還付手続が煩雑な点、間接税が高率である点に指摘が多い。こうした税制を簡素化し、GST に置き換える動きもあるが導入が遅れており、これを指摘する声もある。その他、PE 課税については、ある日突然 PE 認定されたり、税法上長期出張者の取扱いが不透明との問題がある。移転価格税制は、多大な工数と納得性に乏しい判断と言った不透明さ・恣意性や、仲介手数料に売買取引と同様の利益率を求める等の問題がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、一般的な高輸入関税の他、短期間輸入される販促用貨物への関税賦課、還付手続きの煩雑さの問題がある。その他、サンプル品を含む輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑さ、過度に厳密な空港貨物検査や税関での煩雑な開梱検査、通関手続のリードタイムの長さについての問題がある。

工業規格・基準安全認証については、2012年9月の家電や電子・情報通信機器15品目について、規制を導入する命令について、試験所がインド国内の認定所に限定され、国際認証書を受け入れないことや、命令の官報記載日から半年で施行となっているにもかかわらず、掲載日が不明確で、いずれにしても半年の準備期間では不足であること、安全登録手続が非常に複雑で、表示管理が大きな負担となるといった指摘が出ている。この他、異なる認証当局による二重規制・不統一の問題、突然の表示要求事項の改正等の問題がある。

知的財産制度運用については、商標審査過程での放置により審査の遅延・停滞を招くもの、模倣品取締後・押収後の警察による裁判所への書類提出が行われないため、刑事訴追手続が開始できないもの、特許審査官がシステム上入手できる外国出願に関する情報提供を出願人に求めるといった指摘がある。

雇用については、ビザに関する指摘が多い。発給手続に非常に時間と手間がかかること、申請の際の書類記載事項が頻繁に変更されること、ビザ有効期間との関係で帯同家族の呼び寄せ時期設定に不自由をきたすこと等である。その他、日印社会保障協定の発効遅延、州ごとに異なる労働基準に関する指摘等がある。



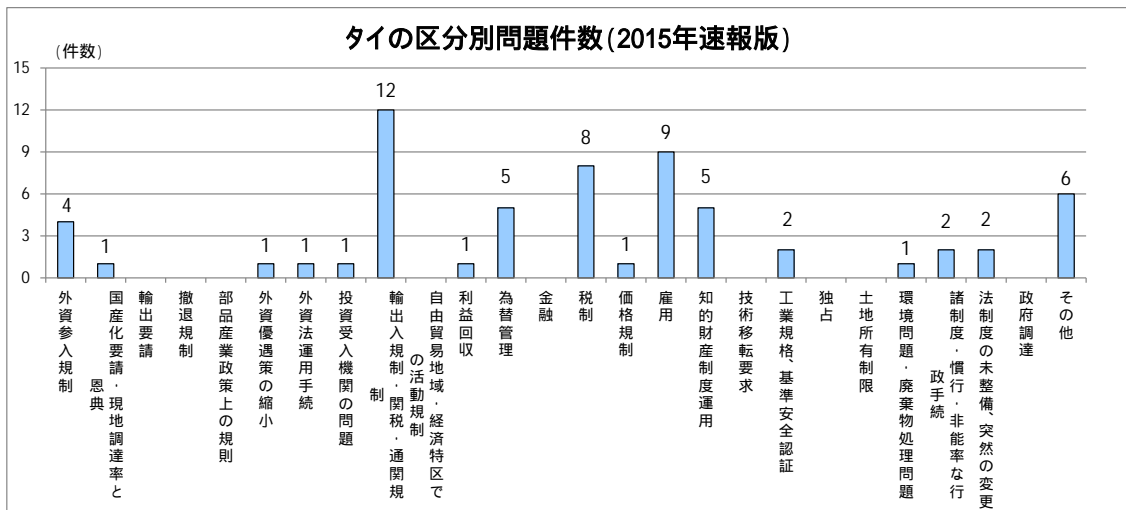
(4) タイ：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、その他がトップ4

輸出入規制・関税・通関規制については、通関時の恣意的な関税分類や評価に関するものが多い。また、ライセンス取得が新たに必要になった際の告知が不明確であったり、関税法違反の罰金の一部が奨励金として税関担当者に支払われるといった問題もある。中古設備の輸入や、在庫品の再輸出・移設への規制もある。

雇用については、労働許可証の取得に関するものが多く、取得に最大 80 日程度を要すること、ビジネス・ビザを保有している短期出張者であっても、煩雑な労働許可証取得義務があることが挙げられる。また、最低賃金が大幅にアップする中での人材の慢性的不足、確保の難しさを指摘する声も多い。その他、日本人 1 名に対し、タイ人 4 名の雇用を必要とする現地人雇用義務の問題もある。

税制については、曖昧な税法から生じる担当官による解釈の相違や正規税法の不適用の問題がある。その他、技術支援料の解釈相違による日・タイ両国での源泉徴収二重課税や、税関と歳入局の間での見解相違によるフリーゾーン取引に関する VAT 課税の問題等があり、一般的に税法・税務規則の不備を基に発生するものが多い。

その他では、体制側・反体制側による度重なる対立にみる不安定な政治情勢や、公務員による賄賂の要求、および大洪水に対する治水対策の不足や、それに伴う自然災害保険の保険料高騰に関するものがある。

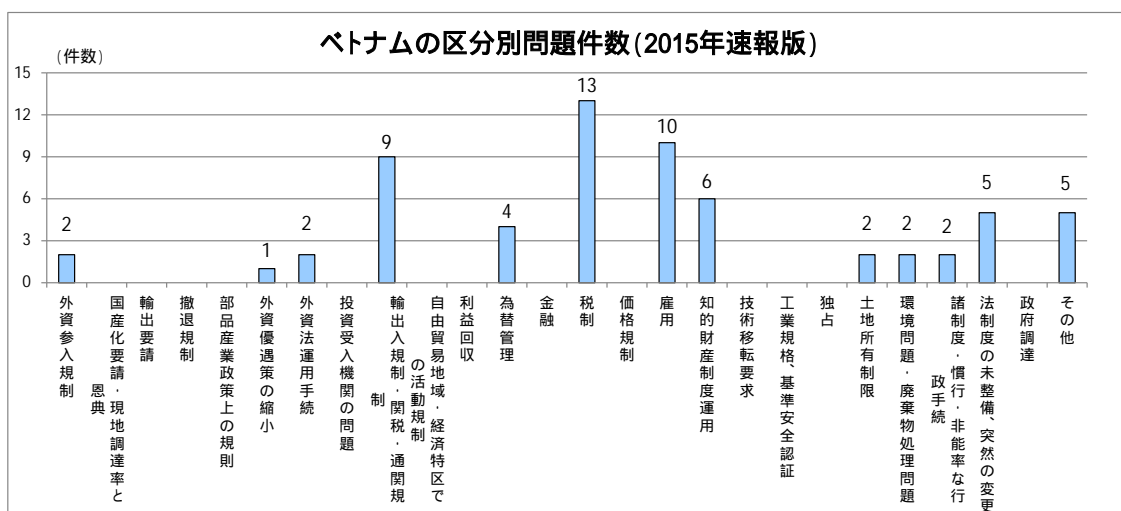


(5) ベトナム：税制が大幅に増加、輸出入規制・関税・通関規制が半減、雇用、知的財産制度運用がトップ4

税制については、外国企業のベトナム国内での活動を制限する外国契約者税、ベトナムに出張者が 1 日でも滞在すると課せられる個人所得税への指摘が多く、その他、税制インセンティブの不明確、競争力のある価格を不明瞭な移転価格税制のため提示できないこと、税・会計制度の頻繁な改正と手続きの不透明等の問題がある。

雇用では、労働許可証・ビザの取得に関するものが多く、1 日でもベトナムに滞在する場合に労働許可証・無犯罪証明書取得が必要なこと、ベトナム出国後 30 日経過後でなければビザ免除とならないこと、また法令の改定により入国前の労働許可証・ビザ取得が必要と

なったことが挙げられる。その他、消費者物価上昇率とかけ離れた最低賃金引き上げ、時間外労働時間数の厳しい規制等の問題がある。



輸出入規制・関税・通関規制では、2014年に公布された科学技術省通達の中古機械・設備の輸入規制では事実上中古機械を一切受け入れないものと解釈されるため、多くの近案が指摘され、同通達は、陳情により、現在施行延期中である。自動車のKD部品の関税が割高で現地生産に不利となっている。通関手続きの遅延や輸入・販売する医療機器の製品登録手続きの煩雑などが指摘されている。

知的財産制度運用については、拒絶査定時の分割出願が認められないこと、ベトナム語以外の言語で特許出願を行った場合に出願日の確保ができないこと、また税関での疑義侵害物品の真贋鑑定について担保金を積んで、差止申請を行った後でないと疑義品の画像が入手できないこと等の手続上の問題指摘、その他著作権について私的使用目的の複製等について権利者の権利制限導入要望等の指摘がある。

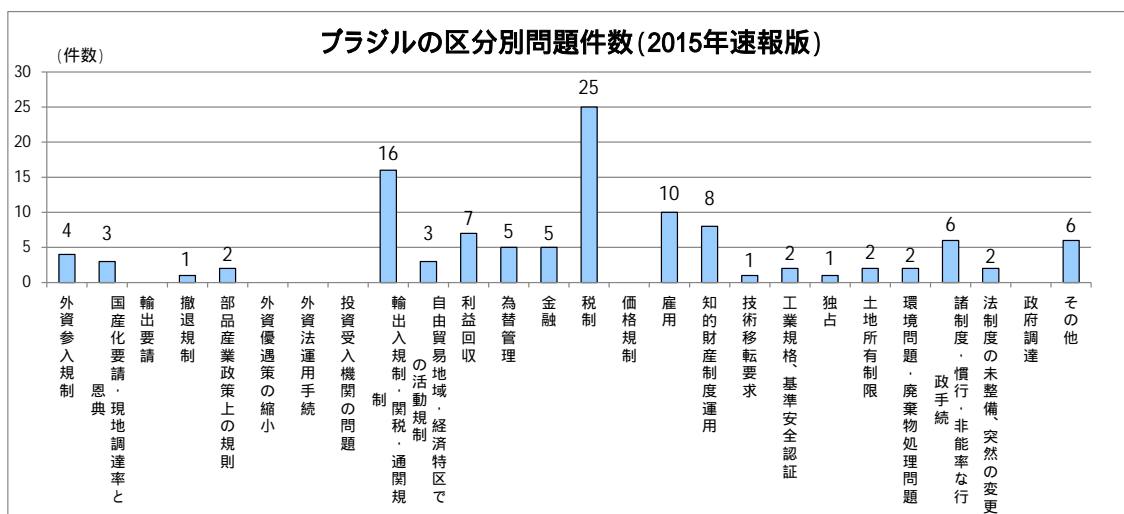
4. 中南米では、前年より2割減るもブラジルが圧倒的に最多、WTO裁定が出たアルゼンチンでは改善が期待されるも要注意

(1) ブラジル：税制、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用が全て減少し、増加した利益回収でトップ5

税制については、税制自体の複雑さの問題が大きい。連邦税・州税・市税・各種負担金等多岐にわたり、高率且つ納税業務が複雑である。また、税制度も頻繁に改正され、そのため制度の理解に時間を要し、業務に多大なコストが発生する。更に、関税の上に二重三重に税金が課され、輸入品の価格を引き上げるため、過度な国産優遇現象が起こる。また、OECDモデルに準拠しない移転価格税制についても、取引先所在国との移転価格税制整合性が担保されていないこと、APAに関する明確な法規定がないこと、輸出先特殊関係者の利潤計算が現実と乖離している等の問題指摘がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、高輸入関税とそれに付加される各種間接税問題があり、このため数量・金額を偽ったり、中古品の部品としての販売等不正輸入や密輸入が横行している。また、輸入手続の煩雑・遅滞・厳格さについても、インボイス上のアイ

テムごとの細かな記載、品名のポルトガル語での表記や、通関手続に時間がかかることによる荷物保管料の負担、書類上のケアレスミスへの高額な罰金等問題指摘が多い。



雇用については、ビザの発給・切替、条件に関するものが多い。各種ビザの取得に時間がかかることや、短期ビザ更新の際は永住ビザへの切替が必要となるも、最初のビザ有効期限と切替ビザ申請期間がミスマッチなため、長期にわたる切替空白期間が生じ、トラブルが発生すること。代表者は居住者、または外国人の場合永住ビザ保有者に限られ、駐在員が永住ビザを取得するためには資本金や追加の人員雇用条件を満たす必要があること等である。また労働者過保護の労働法制も指摘が多く、インフレ率を大幅に上回る勢いでの毎年の最低賃金上昇、各種社会保険を含めると額面給与の2倍程度になる人件費、実質的賃金引き下げができず、解雇に多額の割増退職金が必要になる問題がある。

知的財産制度運用については、特許出願数の増加に伴う審査の遅延、担当官による審査のばらつきやレベル差の問題がある。特に特許権利化までの期間は平均8-9年で、10年を超えるものもあることから、ライフサイクルの短い製品では知財保護を受けることは実質困難となっている。また税関水際措置を特許侵害品に適用する規定がないこと、医薬品関連発明の特許対象への制限についての問題もある。

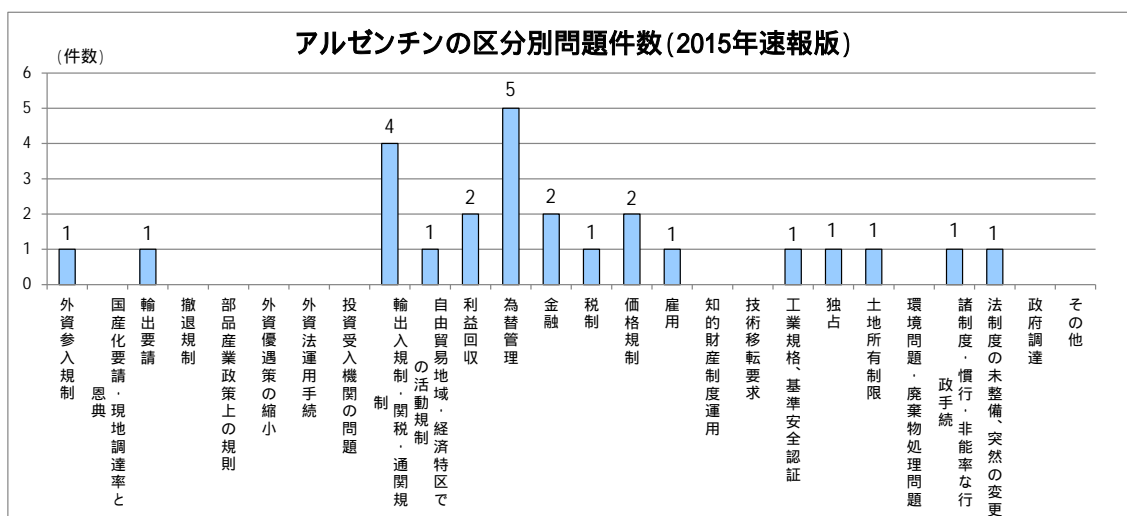
利益回収についての問題は全てロイヤルティ送金に関するもので、送金のための国立産業財産権院（INPI）への申請・契約登録、中央銀行への登録の煩雑さ、とりわけINPIへの登録に要する時間、また登録後にロイヤルティを支払うことができる期間の制限（5年、特例延長でも最長10年）、送金の際の過重な課税についての指摘がある。

（2）アルゼンチン：為替管理、輸出入規制・関税・通関規制で増加、利益回収、金融、価格規制と併せてトップ5

為替管理については、海外本国への配当送金やロイヤリティ支払を目的とした外貨交換は中央銀行による個別審査を受けないといけないことや、外貨不足により海外送金自体がそもそもできない状況が続いていることの問題がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、高輸入関税と、国産品が存在する製品について輸入許可が取得しづらい輸入管理制度、およびその輸入管理制度の突然の変更問題がある。

(輸入事前宣誓供述制度についての指摘もあるが、2015年1月のWTO上級委員会での裁定を受け、現在、本年末までの履行措置実施期間に入っている。)



利益回収については、アルゼンチンからの輸出の際の輸出業者へのドル早期回収と強制ペソ転換、輸入業者へのドル支払遅延要請、銀行でのドル買いにあたっての中央銀行登録制度等の具体的な問題がある。また日・アルゼンチン間に租税条約がないことより、利益に35%の所得税がかかる問題がある。

金融については、非居住者からの借入が強制預託制度の対象となり、借入額の30%を無利子で中央銀行へ預託する義務に関するものがある。また、インフレ率等国内経済指標の信頼性の低さから、アルゼンチン政府による資金提供プログラムは使われず、結局調達先が国外外貨に限定される問題もある。

価格規制については、インフレを抑制するための価格統制や、各メーカーが内務商工大臣の事前許可なしに価格変更を行うことを禁じるモニター価格制度の問題がある。

(3) メキシコ：製造拠点としてのFTA交差点 知的財産制度運用、輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、その他がトップ5

知的財産制度運用では、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分なため、正確な他社特許リスクを把握できないことや、特許出願数の増加による審査の遅延、担当者によるばらつき、レベルの差といった審査の質に関する問題がある。その他、著作権について、私的複製補償金制度や私的使用目的での複製等に関する権利者の権利制限導入を求める指摘がある。

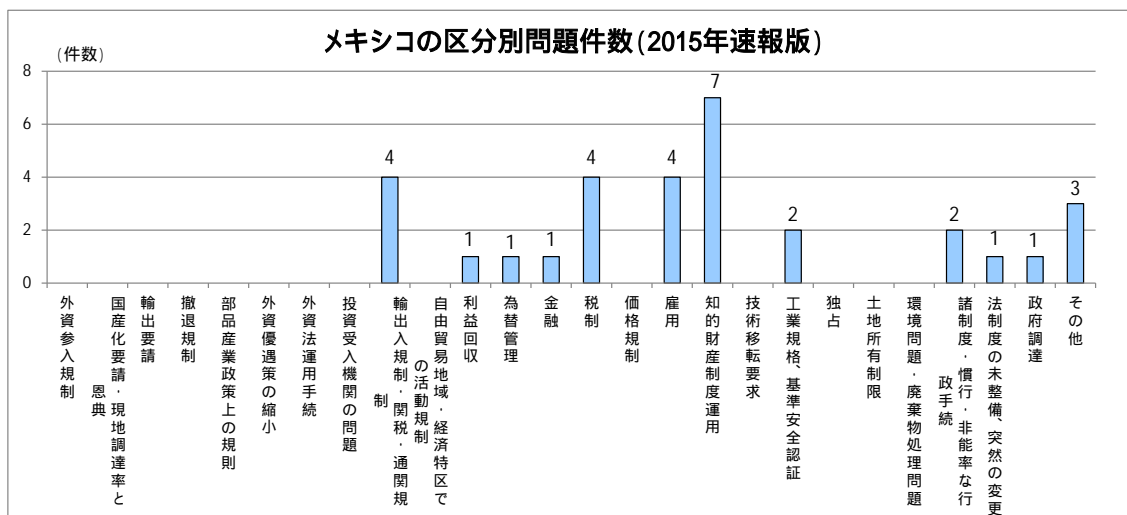
輸出入規制・関税・通関規制については、関税率の高い区分への関税分類変更による高輸入関税の問題の他、米墨国境通関時の書類要請による通関遅延・手続の煩雑問題、米墨国境での新規貨物通関ポイントの開設遅延等の問題がある。

税制については、メキシコの利点である保税に関する法令が頻繁に改定される上、その内容・条件、施行時期が不明確であること、また当局が公表した電子媒体による電子会計記録の提出ルールへ対応するための事務・システムの負担増加の問題がある。

雇用については、会社利益の10%を従業員に分配する制度は経営原理・市場原理に合わず、

不合理との指摘が多い。その他、懲戒解雇の場合でも法定解雇金・退職金を払わなければならない労働法、法改正や政権交代がある度に職員が入れ替わり、ビザ発給の実務対応ができずに混乱が生じる体制についての問題指摘がある。

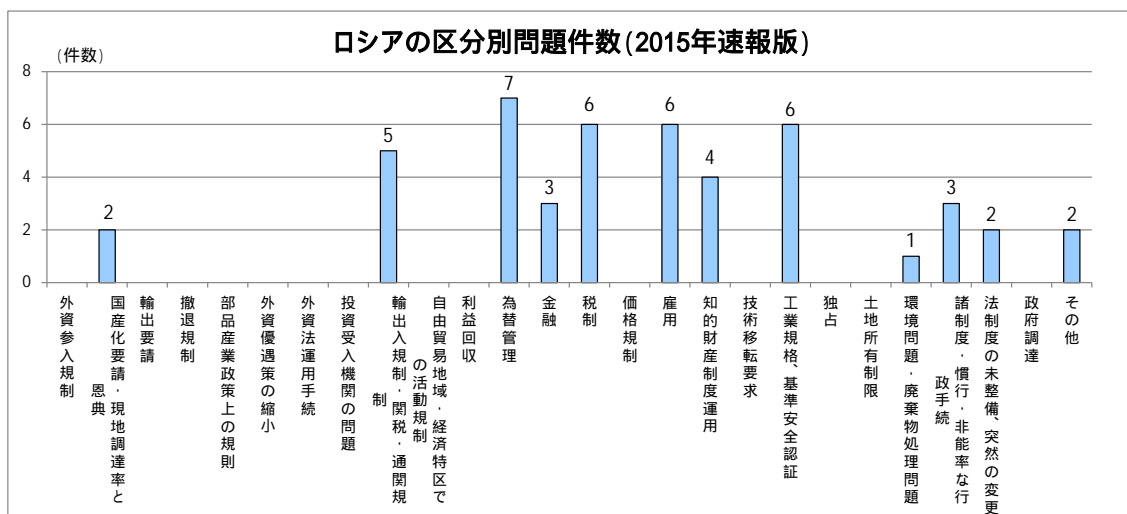
その他については、強盗、誘拐、殺人、窃盗犯罪の多発や、コンテナ破りによる盗難といった治安の悪化を指摘する声が多い。



5. ロシア・東欧・その他はロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関するものが多数

(1) ロシア：WTO加盟後も独自の道を歩むロシアは為替管理、税制、雇用、工業規格・基準安全認証、輸出入規制・関税・通関規制がトップ5

為替管理については、外貨送金を行う際の事前許可取得手続が非常に煩雑で時間がかかる上、取引銀行の固定化を招くものとして問題指摘が多い。その他、在ロシア企業はロシア国内の銀行としか為替先物予約契約が結べないこと、外貨建取引においてルーブル転換する際のレートが市場レートと乖離していること、ロシア有限会社法の純資産規定等の問題がある。



税制については、規定は存在するものの実現が難しいVATの還付問題、OECDモデルの租

税条約より高率の源泉税が徴収される日ソ租税条約、連結納税制度の不存在といった問題がある。

雇用については、ビザ取得に関するものが多く、長期にわたる取得期間および発給にあたりロシア語やロシアに関する知識が問われることについての問題がある。その他、連続有給休暇の取得による業務への支障、ロシア経済危機の際の一時的な休業への雇用継続に関する政府助成がないこと、月2回支払いの給与事務が煩雑なこと等がある。

工業規格・基準安全認証については、三国関税同盟の成立にまつわる問題が多く、例えば、製品安全関連規制や環境関連規制において国際規格やEU法と異なる対応が求められること、また三国間で認可取得プロセス、認可申請の準備資料、また通関チェックが異なること。更には、関税同盟のスキームで負担の大きい全工場の製造検査が求められることがある。

輸出入規制・関税・通関規制については、高輸入関税、突然変更される関税の問題がある。また、WTO加盟時に約束した譲許税率の遵守を逸脱し、家庭用冷凍冷蔵庫に譲許税率を超える関税を課している。その他、安易な輸出税の導入や食料品・医薬品全般の通関禁止がある。

6. 中東・アフリカ：現地人雇用義務と通関時検査に指摘が多いサウジアラビア、人材確保や治安に問題がある南アフリカ

(1) サウジアラビア：輸出入規制・関税・通関規制が大幅に減少するも、雇用、投資受入機関の問題、輸出入規制・関税・通関規制、法制度の未整備・突然の変更がトップ4

雇用については、一定比率のサウジ人雇用義務(サウダイゼーション)について、比率アップや比率計算分母に外国人派遣労働者も含める等、その強化が打ち出されている。その他、女性の入国規制や、オフィスでのサウジ女性の雇用制限、ビザ発給の煩雑・遅延の問題がある。

投資受入機関の問題については、外国企業が最初に会社・事務所を設立する際のライセンスをサウジ総合投資庁から取得するにあたり、膨大な手間と時間がかかること、またこのライセンス更新の手続ガイドラインが事前通告や説明無なしに突然変更される問題がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、出荷前商品検査証が通関時に必要になることと、輸入通関時に開品検査がかなりの高率で発生すること、またインボイス等の書類に領事査証が必要なことが挙げられる。

法制度の未整備・突然の変更については、雇用分野のサウダイゼーション、投資受入分野のライセンス更新で挙がっているように、各種法制度・諸規則が十分な説明のないまま、突然変更されることである。

(2) 南アフリカ：雇用、工業規格・基準安全認証、その他、輸出入規制・関税・通関規制、諸制度・慣行・非効率な行政手続がトップ5

雇用については、就労ビザの指摘が多く、申請を行っても、当局の誤りによる却下、無反応、プロセスの未確立等による手続遅延問題がある。その他、BEE(Black Economic Empowerment)制度が厳しいため、有能な白人が海外に流出し、人材確保を難しくしている

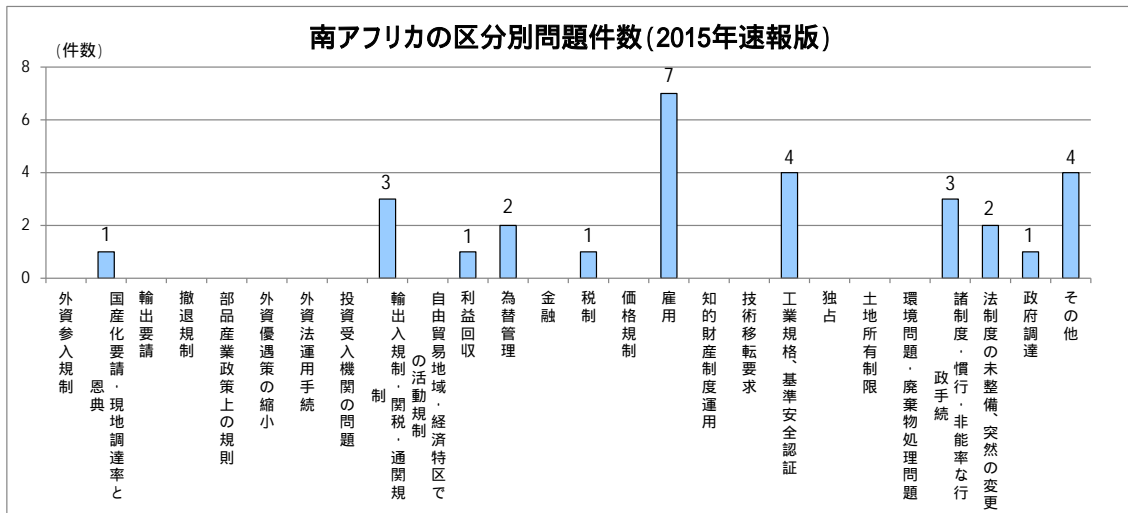
こと、過度な労働者権利保護、インフレ率を上回る人件費上昇率、労働組合によるストライキの多発等がある。

工業規格・基準安全認証については、安全規格認証や輸入品安全基準検査に遅延が起り、製品出荷時期の延期や販売機会の損失が発生する問題がある。その他、車両認証要件の厳格さや、たばこ製品のプレーンパッケージ規制導入問題がある。

その他については、治安が悪く、昼夜を問わず事件が発生していること、またインフラの未整備による計画停電や断水の頻発の問題がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、高輸入関税、日本・アジア諸国との FTA 未締結による EU 製製品への劣後、輸入時の商品盗難が多発する問題がある。

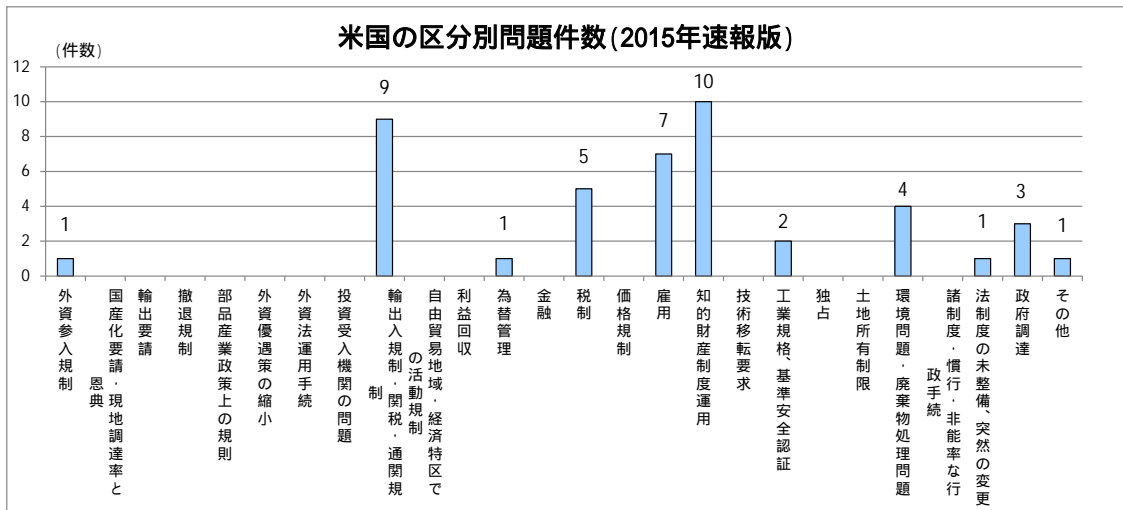
諸制度・慣行・非効率な行政手続については、外国人に対し運転免許証の発給がされないこと、省庁管轄権に重複する部分があり、プロセスが煩雑なため、承認までに長期間を要すること、自動車政策の変更により今後現地工場の維持や新規投資が難しくなる可能性があること等がある。



7. 先進国の問題として、米国、EU、豪州、韓国の問題が多数指摘、州・群・加盟国による規制内容・運用の相違、セキュリティ対策・規制への対応やビジネスパーソンの移動や知的財産権や基準認証などでの障壁の改善の必要とともに、広域FTAの交渉相手国としても重要

(1) 米国：知的財産制度運用が増加し、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、環境問題・廃棄物処理問題と併せてトップ5

知的財産制度運用については、先行技術の開示義務や外国出願・審査情報の開示義務について、その対応負担が非常に重いとの指摘がある。また法令における第一国出願義務が、必ずしも明確ではないとの問題もある。その他、著作権について、TPP 交渉の中で米国が求める侵害に対する刑事罰を非親告罪化することや、著作権の保護期間を著作家の死後 70 年とすること、真正品の並行輸入を違法化すること等について懸念する指摘がある。



輸出入規制・関税・通関規制については、時計等の高輸入関税・複雑な関税算定方法・原産地表示規則の厳格性といった問題の他、セキュリティ対策である C-TPAT が費用がかかる割に業務上のメリットが見えてこないとの指摘がある。また、必ずしも米国だけの問題ではないが、サプライ製品（複合機やプリンターのトナーやインクカートリッジ等）の関税分類、食品の原料規制、各国の通関システム、貨物のセキュリティルールの調和・統一を望む指摘が米国から出ている。

雇用については、ほとんどがビザ、入国、SSN(社会保障番号)取得に関するものである。ビザについては、更新の際第三国に出国する必要があること(従い、人によってはそのために強制出国や一時帰国が必要になる。)一部ビザには年間発行枠があること、駐在員帰国時に帯同家族も離米しないといけないこと等がある。入国については、入国審査官の対応に誤りや不適切なものがあること、メキシコ・カナダへの出国では出入国カードが更新されないことがある。SSN は銀行口座開設や運転免許証取得の前提となるが、その取得までに時間がかかるとの指摘がある。その他、定年制の不存在により、職場の年齢構成が高齢化し、若手採用の余地が狭まる問題がある。

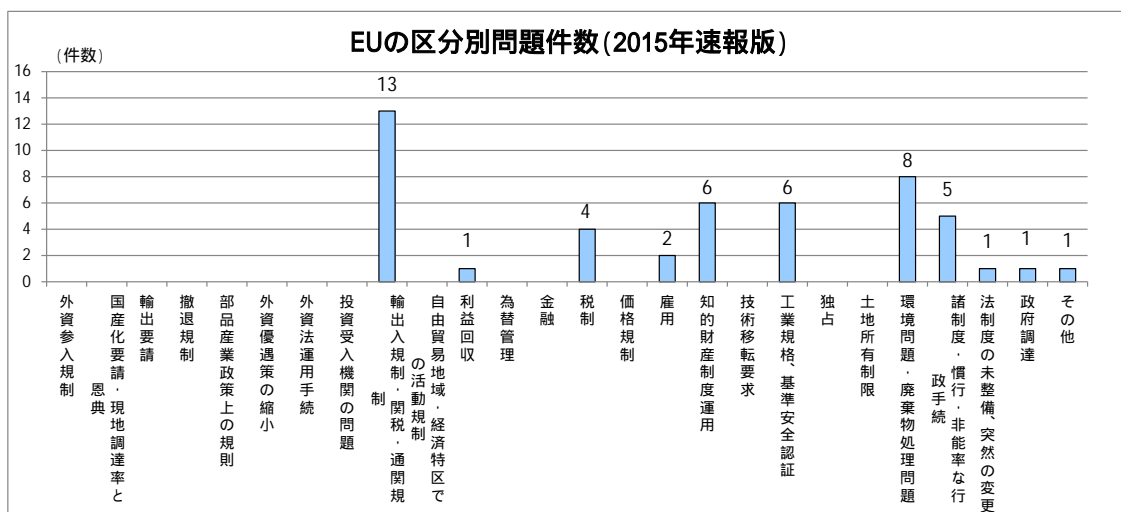
税制については、2013年1月に署名された日米租税条約の改定議定書に関する米国議会の承認遅延、米国における海外子会社からの配当に係る益金不算入制度の未制定に関する問題指摘がある。その他、移転価格税制に関連し、関係会社間でのマネージメント・フィーの請求・利益配分に考慮する必要があるため、米国を含めた世界標準の移転価格税制の構築要望がある。

環境問題・廃棄物処理問題については、カリフォルニア州が制定する規制についての指摘が多い。プロポジション 65 は規制対象となる成分の基準値が不明確で、ごく微量であっても訴訟の対象となる可能性がある。グリーンケミストリー規制も、規制対象となる製品および化学物質の詳細が特定されていないため、影響を受ける範囲・程度の査定が困難である。その他、米国を含む各国が導入している電池のリサイクルマークがバラバラであり、管理負担が大きいことから、世界標準の作成要望がある。

(2) EU: 加盟国間での不統一措置が多い、輸出入規制・関税・通関規制、環境問題・廃棄物処理問題、知的財産制度運用、工業規格・基準安全認証、諸制度・慣行・非効率な行政

手続がトップ5

輸出入規制・関税・通関規制については、FTAを締結している韓国に劣後する高関税、関税賦課一時停止措置の完成品への非適用、アンチダンピング・相殺関税に関する過剰な迂回調査、関税分類の恣意的な運用、長期にわたるBTIの取得手続等の問題がある他、関税評価監査での同一問題に関する加盟国当局間の見解相違やEORI番号の取扱いが加盟国により異なるため、AEOを取得しても簡素化された手続が受けられないといった指摘がある。



環境問題・廃棄物処理問題については、REACH、WEEE、RoHS、ErPといった環境関連指令の解釈・運用に不透明な部分があり、これが加盟国間で不統一な適用を生み出しているとの問題がある（例えば、REACHにおける濃度の計算方法）。また、指令内容の複雑さに問題があるとの指摘もある（例えば、ErP、RoHSにおいて生産装置等は対象外であっても、補修用構成部品は対象となること）。その他、ラベリング表示に関する指摘も多く、EUと日本の間のラベリング制度の差異、電池のリサイクルマークを始め、世界各国で異なるマークを使用することについての産業界の負担の問題がある。

知的財産制度運用については、加盟国ごとに料率が異なる著作権の私的複製補償金制度に関する指摘が多い。加盟国ごとに異なる制度をとっているため、越境取引において二重課金が発生したり、事業者が加盟国ごとに複雑な補償金制度を調べなければいけないといった問題が生じている。また特許については、日米と比較し、権利化までの期間が長い上、日米と異なり、登録前であっても出願維持年金の支払いを要求されるとの問題がある。その他、特許については、各国言語への翻訳にまつわる費用の問題、欧州統一特許制度の料金が未定なため、メリットが判断できないといった指摘がある。

工業規格・基準安全認証については、CEマークに関する指摘が多く、取得にあたっての過重な負担、手続の煩雑さ、不明確性、また1台でも販売するとなるとCEマークが必要となるため、小さな企業の場合マーク申請だけで相当なリスクとコストがかかることが挙げられる。その他、欧州規格と日本規格（JIS）の間に互換性がないことを問題とする指摘もある。

諸制度・慣行・非効率な行政手続については、個人情報保護指令および個人情報保護規則案の個人情報域外移転の厳格さについて、負担・懸念が指摘されている。その他、ますます多くの加盟国が、製品の販売パッキング上、全ての加盟国言語の使用を必要とする国内

法を制定している問題指摘がある。

(3) オーストラリア：EU、米国と並び問題総数が先進国トップ3、日豪 EPA 発効もあり輸出入規制・関税・通関規制は問題は僅少、雇用の問題が最多で税制、その他、環境問題・廃棄物処理問題、法制度の未整備・突然の変更がトップ5

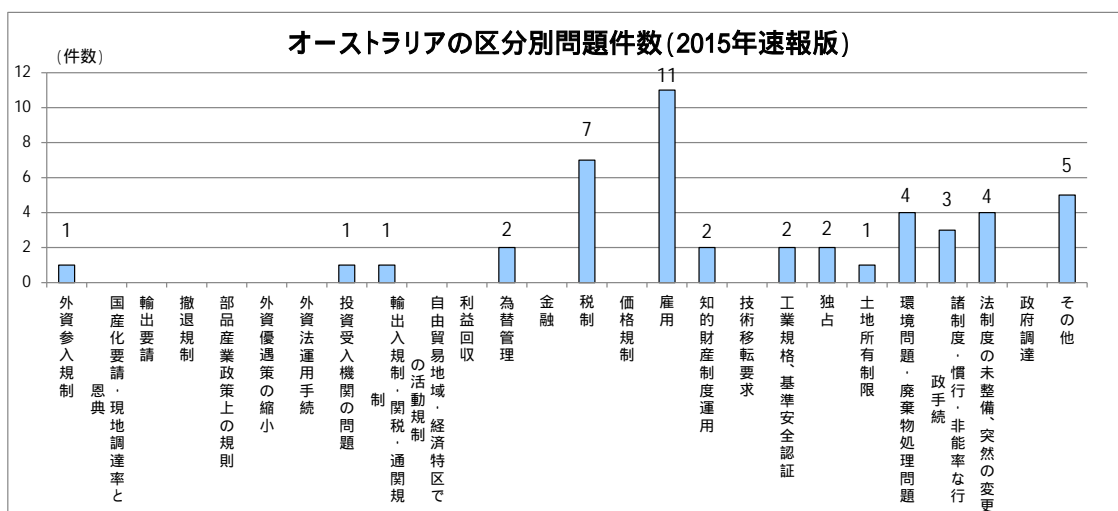
雇用については、フェア・ワーク法等に基づく労働者擁護政策による高い法定最低賃金、時間外・休日割増賃金、最低人員数、突発欠勤の横行、争議行為にまで訴える強力な労働組合活動による労働条件改善要求などの問題がある。ビザについての指摘が多く、2013 年移民法改正による外資企業駐在員の就労ビザ(サブクラス 457 ビザ)取得の適格基準の厳格化、ビザ申請費用増、申請・承認手続きの不透明・遅延、移民局の入出国審査対応の恣意性、などのヒトの移動の問題がある。

税制については、外資企業駐在員の遠隔地勤務手当非課税措置の廃止、高率で州毎に異なる複雑な印紙税、石油・ガス事業に関し事業活動の取り扱いが異なる税制度、海外関連者への支払利子に対する源泉税課税、日豪租税条約の相互協議紛争解決メカニズムの不十分などの問題がある。

その他の分野については、港湾物流に関し特定港に慢性的に受入可能数以上の船舶が入港するため港湾業務が遅延すること、炭鉱開発における鉄道・港湾の硬直的な契約の弊害、港湾敷地リース料・設備使用料が高騰していることがある。火力発電等での電力の安定供給ができる設備の維持が必要との指摘もある。

環境問題・廃棄物処理問題については、新たな温室効果ガス (GHG) 対策法制度での LNG プロジェクトの国際競争力確保の必要、現実的で合理的かつ公平な自動車排出ガス規制の制度設計の必要、環境許認可手続の遅延、一部州での飲料容器保証金制度による不合理な費用負担の問題が指摘されている。

法制度の未整備・突然の変更については、税制の唐突な変更と詳細内容の公表遅延、インフラ事業を中心とした政府政策の頻繁な改定、企業合併制度の不存在、民営化の遅れといった問題がある。



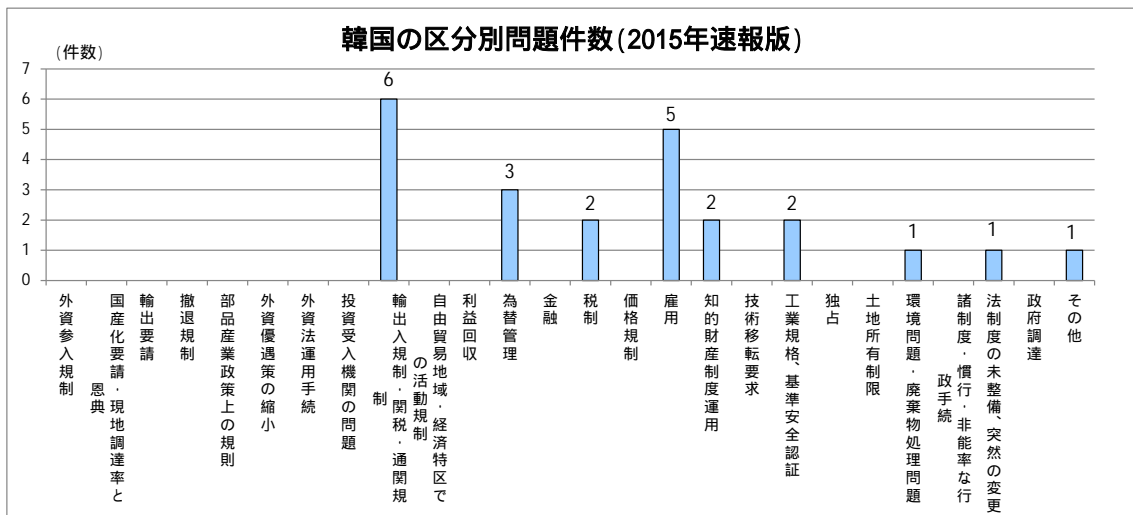
(4) 韓国：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、為替管理がトップ3、外資規制関連の指摘なし

輸出入規制・関税・通関規制については、FTAを締結しているEU・米国に劣後する高関税の問題、医療機器等の輸入・販売にまつわる製品登録および薬事法に基づく輸入許可手続の煩雑さ、出荷インボイス上のHSコードと異なる製品に解釈され、関税を徴収される恣意的関税分類の問題等がある。

雇用については、労働者過保護の労使慣行・制度の問題がある。企業の実態を無視した労働組合の賃上げ要求や福利処遇改善要求の他、労働基準法上、就業規則に従業員に不利な方向へ改定する場合、組合合意の取得が必要となり、これが規則改訂の最大障害となっていることが挙げられる。

為替管理については、外国為替取引の自由度が低いことから、外貨リスクヘッジ目的の外貨購入ができないことや、非居住者との間の債権債務相殺、外貨資金送金に規制がある上、これらの許認可取得手続が煩瑣との問題がある。

IMF管理以降、外資規制の自由化、外資導入促進政策を推進しており、為替管理以外の外資規制関連の問題指摘は見られなくなっている。



以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、127の広範な貿易関連団体により構成され、1997年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び5つの経済統合(NAFTA、EU、ASEAN、GCC、メルコスール)をカバーしている。